

## 議案第70号

### 飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

飯能市印鑑条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第2号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調整することができる。

第14条第1項第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第15条中「写し」の次に「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を加える。

第23条を第24条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定、第15条の改正規定及び第23条を第24条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に1条を加える改正規定は、令和元年12月16日から施行する。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
(登録印鑑の制限) 第6条 登録できる印鑑は、1人1個に限るものとし、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、 <u>旧氏</u> （住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）以下「令」という。）第30条の13に規定する <u>旧氏</u> をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、 <u>旧氏</u> 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、 <u>旧氏</u> 又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6) 省略	(登録印鑑の制限) 第6条 登録できる印鑑は、1人1個に限るものとし、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（ <u>住民基本台帳法施行令</u> （昭和42年政令第292号） <u>第30条の26第1項</u> に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6) 省略
2 省略 (印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定により印鑑の登録をする場合は、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1) 省略 (2) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に <u>旧氏</u> の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記	2 省略 (印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、第5条の規定により印鑑の登録をする場合は、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1) 省略 (2) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称）

(3)～(7) 省略

2 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調整することができる。

(登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、確認のうえ、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、印鑑登録が第6条第1項第1号に該当することとなったとき。

(6)～(7) 省略

2 省略

(印鑑登録の証明)

第15条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに

(3)～(7) 省略

(登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、確認のうえ、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、印鑑登録が第6条第1項第1号に該当することになったとき。

(6)～(7) 省略

2 省略

(印鑑登録の証明)

第15条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写しについて証明する。

準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明する。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(代理人による申請等)

第19条 省略

(証明手数料)

第20条 省略

(質問調査)

第21条 省略

(閲覧の禁止)

第22条 省略

(代理人による申請等)

第18条 省略

(証明手数料)

第19条 省略

(質問調査)

第20条 省略

(閲覧の禁止)

第21条 省略

(飯能市行政手続条例の適用除外)

第23条 省略

(委任)

第24条 省略

(飯能市行政手続条例の適用除外)

第22条 省略

(委任)

第23条 省略